

公益財団法人モラロジー研究所研究センターにおける研究の不正防止計画

公益財団法人モラロジー研究所研究センター（以下「センター」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）を踏まえ、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為を防止するため、以下のとおり、不正防止計画を策定する。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	不正防止計画
責任体系が不明確で、周知が不十分	センターの管理体制を明確にし、随時各責任者に対し意識の向上を図る。
	公式ホームページ等で管理体制を機関内外に周知する。
責任意識の低下	センターの管理体制を明確にし、随時各責任者に対し意識の向上を図る。
	公式ホームページ等で管理体制を機関内外に周知する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	不正防止計画
ルールが分かりにくい又は知らない／理解されていない	会計処理や事務手続きの処理についてハンドブックを作成し、研究に携わる研究者や事務職員に配布する。科研費等の使用ルールに関して研究者向けにセンター内説明会を開催する。
コンプライアンスに対する意識が低い	コンプライアンス推進責任者によって、コンプライアンス研修を実施し、受講状況・理解度を把握する。理解度の高くない者に対しては確実にフォローアップを行う。
	外部研究資金を受ける研究員については、遵守すべき事項を記載した「誓約書」の提出を義務付ける。
発注段階での財源特定がなされていない	公的研究費に関わる全ての構成員から「誓約書」を徴収し、発注段階での財源特定を徹底するよう説明会等にて指導・注意喚起を行う。
ルールの運用と実態が乖離している	例外的な処理は極力認めない。やむを得ず認める必要がある場合については、例外処理の指針を定め、手続きを明確化する。例外的処理を認めたケースについて先例集を作成して周知させる。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正発生要因	不正防止計画
不正防止計画が理解されていない	不正発生の具体的な要因や背景の把握に努め、より具体的な不正防止計画を実施する。
	内部監査及びモニタリングの結果を活用し、問題点あれば随時ルールの見直しを検討し、変更点は全ての構成員に分かりやすい形で周知する。
ルールと実態が乖離している	例外的な処理を極力認めない。

4. 研究費の適正な運営・管理活動 旅費の事実確認が甘い

不正発生要因	不正防止計画
研究者自身による発注	基本的にセンター事務室を通じて行う。
取引業者と研究者との必要以上に密接な関係	センターの構成員と業者との癒着を防止するため、全ての業者から誓約書の提出を義務付ける。
検収及びモニタリングの見直し	不定期の検収及び業者へのモニタリングを行うことにより、不正の抑止体制を整備する。
	データベース・プログラム等、特殊な役務提供に対する検収は、関連部署との連携により行う。
	換金性の高い物品については、公的研究費で購入したことを明示し、物品の所在を明らかにする。
旅費の事実確認が甘い	出張の用務内容・日時・出張先・経路等について、証憑書類等確認が不明瞭な場合は、明確となる書類の提出を義務付ける。
	出張が研究打合わせや資料収集の場合は、相手方の所属・氏名を記述し、用務先とのメールのやりとりや用務から確認できる資料を徴収する。
	用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。
アルバイト雇用者等の勤務管理が不十分	出金簿の管理は、可能な限り研究代表者の申請に基づき執行担当部署が行う。
	アルバイト雇用者の一部を対象に事務職員が勤務実態についてヒアリング等を行う。

5. 研究活動の適正な運営・管理活動

不正発生要因	不正防止計画
論文の公表前チェックが不十分	整備した剽窃チェックソフトで、研究者自身で事前チェックを実施する。
研究業績が自己申告	室長会議にて客観的に研究者の業績等を評価する。
研究倫理意識の欠如	研究倫理教育の定期的な受講を義務付ける。
	外部研究資金を受ける研究員については、遵守すべき事項を記載した「誓約書」の提出を義務付ける。

6. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	不正防止計画
通報窓口が分かりにくい	モラロジー研究所公式ホームページにおける研究センターのサイトにおいても公益通報窓口の連絡先を公表する。 研究員へ配布するハンドブックに公益通報窓口の連絡先を記載する。

7. モニタリングのあり方

不正発生要因	不正防止計画
適正なモニタリングができていない	研究者が計画的に予算を執行できるよう、科研費システムによりモニタリングを行い、定期的に予算執行状況を通知する。 年度末に無理な執行が行われないよう、説明会等で翌年度への繰越や残額の返還等についての情報提供と、周知徹底を図る。